

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 060-8532

札幌市中央区北1条西2丁目1番地

株式会社エフエム北海道

代表取締役社長 佐藤 光 晴

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
5頁	14行-16行	⑤新たな放送制度は、出きる限り事業者の創意工夫を活かせるものとする事によって、中長期的に国民の多様なニーズを満たし、かつ、ビジネスとして維持できることに留意した。	「出きる限り事業者の創意工夫を活かせ」「かつ、ビジネスとして維持できる」ことに賛同する。従来の放送制度とは違う、規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度を望む。
14頁	表内	地方ブロック向けデジタルラジオ放送 制度化の理念	「地域振興」、「地域情報の確保」、「既存ラジオのノウハウの活用」に関して、現行のFM放送の実績やノウハウを最大限に生かせる制度が望まれる。 アナログ音声放送は継続という方針の中で、新たなメディアとして「マルチメディア放送」を規定している。マルチメディア放送において、映像だけでなく多彩なサービスを創造するため、FM放送事業者がFM多重放送やFMケータイなどで取り組んできた、データ放送や放送通信融合のサービスによるノウハウの活用が可能な制度整備が望まれる。

<p>16頁 17頁</p>	<p>28行～ 2行</p>	<p>これらを総合的に勘案すれば、マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に、より多くの国民にサービスが提供されるよう、当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるよう努めることを求めることが適当である。こうした努力義務に加え「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。</p>	<p>サービスエリアのカバー率については、固定受信機によるサービスエリア内の受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や都市部における携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性に配慮した、なるべくゆるやかで柔軟な条件を望む。</p>
<p>30頁 31頁</p>	<p>25行～ 1行</p>	<p>NHKのノウハウ等の活用 マルチメディア放送は、これから市場を立ち上げる新たな放送であり、技術的にも新規性が強いものである。このため、その普及・発展を図るためには、魅力あるコンテンツの確保や置局を含む技術的な対応が重要である。こうした点で、NHKが有するコンテンツやコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。具体的には、地域情報の伝達手段としての役割を担う「地方ブロック向け放送」について、コンテンツ流通促進、災害情報の確保、技術面の観点からNHKが関ることや「全国向け放送」について、例えば、外国人向け放送の良質なコンテンツの供給源としての役割を果たすこと等が考</p>	<p>NHKが所有しているコンテンツや技術面等のノウハウを活用することが大事である。また、NHKやのアナログ設備については、2011年のアナログ放送終了以降、不要設備となる事から、本来なら撤去・廃棄費用が必要となるが、新規に始まるマルチメディア放送に活用できれば、国民の財産が有効活用され、さらには、マルチメディア放送の普及促進に貢献することとなる。是非、そのようなことができる制度・仕組みを構築していただきたい。</p>

		えられる。ただし、こうした枠組みを超えNHKが、たとえば放送事業者として主体的な取組みを行うことについては、NHKの放送メディア全体に対する役割や受信料との関係等を踏まえつつ、その必要性について十分に検討を行うことが必要である。	
37頁	14行～35行	<p>マルチメディア放送については、前述のとおり、いわゆるハード・ソフト分離制度の活用を可能とすることが考えられるが、この場合、ハード事業者によるソフト事業者に対する役務の提供条件がソフト事業者間で不公平なものであること、ソフト事業者間の公正な競争が阻害され、利用者の利害を害することが懸念される。</p> <p>特にマルチメディア放送は、「ハード・ソフト分離」におけるハード整備のインセンティブ確保のため、ハード事業者は一定の範囲でソフト事業者となれるようにすることが考えられるが、この場合には、ハード事業者であるソフト事業者については「ハード」と「ソフト」間の取引等が存在せず、こうした懸念は一層大きなものとなる。</p> <p>この点、現行放送法では、受委託制度において、受託放送事業者は、委託放送事業者の委託により放送番組を放送する役務の提供条件について、</p>	<p>「ブロック向け放送」に関しては、ブロック間で放送サービスについての極端な差が出ないように、あるいは、全国すべてのブロックで放送が実現できるよう、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入を望む。また、そのためにも、ソフト事業者には免許ないし、免許に準じた認定制度を設けることを望みたい。これを担保することで、適正な競争を現出しつつも放送法の精神を遵守し、公共の福祉に資する規律を確保することができるものと信ずる。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ提供条件を定めて、総務大臣に届ける義務を課すとともに、 ・ 総務大臣はその内容について、 <ul style="list-style-type: none"> － 差別的取扱いをすること － 責任に関する事項を明確にしていないこと － 不当な義務を課すものであること <p>に該当する場合には、変更命令が出来ることとされている。マルチメディア放送については、こうした規律を踏まえつつ、例えば、ハード・ソフトが一体である事業者について、ハード事業とソフト事業の部内取引の透明性を確保すること等の追加的な措置を講ずることを含め、十分に検討することが必要である。</p>	
--	--	--	--